

## 中小企業等経営強化法 先端設備等導入計画 認定に係る必要書類

「先端設備等導入計画」は、中小企業等経営強化法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

認定を受けた場合は、税制支援などの支援措置を受けることができます。

【必要書類】 ※控えが必要な場合は、ご自身で写しを取ってからご申請ください。  
※文中の「施行規則」とは、「中小企業等経営強化法施行規則」をいいます。

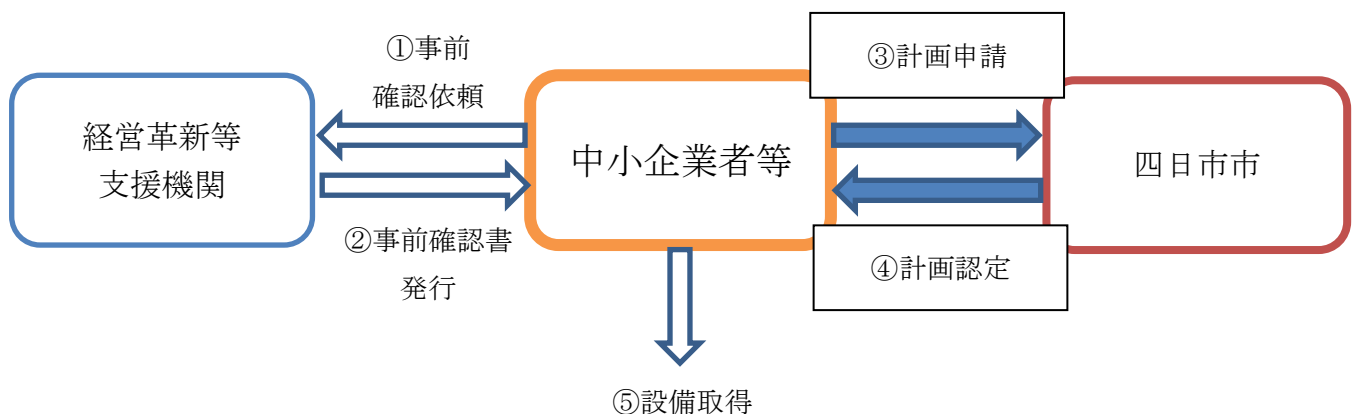
- 認定申請書（施行規則様式第二十二）原本2部 （押印不要）
- 認定経営革新等支援機関の事前確認書 原本1部 （押印要）
- 工業会証明書の写し  
要件① 一定期間内に販売されたモデル  
要件② 旧モデルと比較して生産性の向上に資する指標が年平均1%以上向上している設備  
※認定後の追加提出の場合不要  
※税制支援を受けない場合は省略可

<リース契約の場合>

- リース契約見積書の写し
- 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

<認定後の追加提出の必要がある場合>

- 誓約書（施行規則様式第二十三）
- 工業会証明書の写し  
要件① 一定期間内に販売されたモデル  
要件② 旧モデルと比較して生産性の向上に資する指標が年平均1%以上向上している設備



認定窓口 四日市市商工農水部商工課  
四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所7階  
電話：059-354-8178 FAX：059-354-8307